

# 軽自動車税のコンビニ納付が始まりました！

## 金融機関

- ・上三川町役場出納室
- ・足利銀行本店、支店及び出張所
- ・宇都宮農業協同組合本所、支所及び出張所
- ・栃木銀行本店、支店及び出張所
- ・足利小山信用金庫本店、支店及び出張所
- ・ゆうちょ銀行・郵便局

平成20年度から軽自動車税がこれまでの金融機関等窓口に加え、コンビニエンスストア（以下「コンビニ」という。）でも納付できるようになりました。金融機関の窓口終了後も、全国のコンビニ（営業時間内であれば土日や夜間等も可）で納めることができます。（取り扱いコンビニ店は次のとおりです。）

このため、納付書の様式や納付方法が変わります。

## ●納付方法

コンビニ専用のバーコードが印字された納付書をレジカウンターにお持ちいただき、現金にて納付してください。

## 取り扱いコンビニ店

エーエム・ピーエム、エブリワン、MMK設置店、くらしハウス、ココストア、コミュニティ・ストア、サークルK、サンクス、スーパー北海道、スリーエイト、スリーエフ、生活彩家、セイコーマート、セーブオン、セブンイレブン、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン

※バーコードが印字された納付書でも、従来どおり次の金融機関等でお取り扱いしています。



## ●ご注意ください

①以下の納付書では、コンビニで納付できませんので、金融機関等の窓口にて納付してください。

- ・バーコードがない又はバーコードが読み取れないもの
- ・納期限が過ぎたもの
- ・金額が訂正されたもの

②コンビニでは納税通知書の発行はできません。

③コンビニで納付いただいた場合、町で納税の納付の確認ができるまで1から2週間程度かかる場合があります。

コンビニで納付後1から2週間以内に、紛失などにより納税証明書の申請をされる場合には、領収書をご持参ください。



## ▼問い合わせ先

税務課 納税係 ☎9121

## 軽自動車税の減免

次のいずれかに該当する人は軽自動車税の減免の対象になりますので、税務課まで申請してください。

### ▼対象となる自動車＝

- ①公益のため直接占用する軽自動車。
- ②生活扶助を受けている人の所有する、原動機付自転車1台。
- ③身体又は精神に障がいがあるため、歩行が困難な人が所有する軽自動車など（18歳未満の場合には、家族所有のものを含む）で、障がい者かその家族が運転するもののうち、必要があると認めるもの1台。  
（咽頭摘出による音声機能障がい者のうち、障がいの程度が3級該当者を含みます。）

④その構造を身体障がい者の利用目的に変更した軽自動車等。

### ▼申請に必要なもの＝

印かん、納税通知書、患者票、障がいの状態に関する証明書、生計同一証明書、運転免許証

④については、印かん、納税通知書及び、その構造変更の内容が分かるもの（車検証等）

### ▼申請期限＝

6月2日(月)まで

### ▼問い合わせ先＝

税務課 住民税係 ☎9122